

天理市告示第 254 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、大和都市計画その他の処理施設を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 3 年 11 月 25 日

天理市長 並河 健

1 都市計画の種類及び名称並びに都市計画を変更する土地の区域

種類及び名称	都市計画を変更する土地の区域
大和都市計画その他の処理施設 山辺・県北西部広域環境衛生組合 マテリアルリサイクル推進施設 (粗大・リサイクル施設)	天理市櫛本町の一部

2 縦覧場所

天理市建設部都市整備課